

# 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第20期（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

## ■事業報告

主要な営業所

使用人の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

## ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## ■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

## トレーダーズホールディングス株式会社

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ  
(<http://www.tradershd.com/>)に掲載することにより株主の皆様を提供している  
ものであります。

## 1. 主要な営業所（平成31年3月31日現在）

当社	本社：東京都港区
トレーダーズ証券株式会社	本社：東京都港区
株式会社ZEエナジー	本社：東京都港区
株式会社Nextop. Asia	本社：東京都港区
トレーダーズインベストメント株式会社	本社：東京都港区

## 2. 使用人の状況（平成31年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金融商品取引事業	34名	9名増
再生可能エネルギー関連事業	18名	3名減
システム開発・システムコンサルティング事業	112名	19名増
その他の事業	2名	12名減
全社（共通）	16名	6名増
合計	182名	19名増

- (注) 1. 使用人は、海外の現地採用者を含む就業人員を記載しております。なお、パート職員等の臨時雇用者については全体の10%未満であり、その重要性が低いため記載を省略しております。
2. その他の事業の使用人数の減少の主な要因は、仮想通貨交換業を営むみんなのビットコイン株式会社の株式譲渡に伴う減少であります。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	6名増	48.2歳	3.6年

- (注) 使用人は、当社から他社への出向者を除く就業人員を記載しております。なお、パート職員等の臨時雇用者については全体の10%未満であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

### 3. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 明誠有限責任監査法人

#### ② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	24,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

- (注) 1. 上記支払額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
4. 当社子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「顧客資産の分別管理に関する検証業務」等を委託し、その対価を支払っております。
5. 当事業年度に係る報酬等の額24,000千円のうち10,000千円は、訂正有価証券報告書等に係る報酬であります。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- (a) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任することといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。
- (b) 監査役会が、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分の理由で、解任に値すると判断する場合、及び不再任が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項とすることといたします。
- (c) 監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の視点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項とすることといたします。

## 業務の適正を確保するための体制

平成31年3月31日現在における、当社の取締役会が定める「業務の適正を確保するための体制」の内容は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社グループでは、「倫理コード」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うのみならず、より高い倫理性をもって価値ある金融サービスを顧客に提供する。
  - (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - (4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - (5) 外部有識者及び監査役を交えたコーポレートガバナンス委員会を定期的開催し、企業統治等に係る意見交換等を行う。
  - (6) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、内部管理統括責任者の監督の下、金融商品取引法その他の法令を遵守した業務運営を行う。
  - (7) 社内外の通報窓口（法律事務所及び当社経営管理部）につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
  - (8) 使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - (2) 保存書類は、取締役及び監査役の閲覧要請があった場合、遅滞なく閲覧ができる状態を保つ。
  - (3) 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、当社グループのITシステムを一元的に管理する子会社を中心となって、情報資産の保護及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - (2) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社は、リスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」及び「リスク管理規程細則」等の社内規程に基づき、リスク管理担当役員の監督の下、各部門の役割を明確にしたうえで、リスク管理を実施する。
  - (3) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、「コンティンジェンシー・プラン」を定める。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
  - (2) 取締役及び使用人は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
  - (3) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社の経営企画部を主管部署として子会社及び関係会社から報告を受け、当社グループの管理を行う。
  - (2) 当社の取締役が、子会社の取締役を兼務することにより、当社グループの一体的な事業運営、業務執行、リスク管理を遂行する。
  - (3) 当社の取締役等は、月次で定例開催する当社取締役会、及び週次で定例開催する業務執行役員会において各連結子会社の代表取締役より報告を受け、子会社の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図る。
  - (4) 当社の内部監査部は、法令及び「内部監査規程」の範囲内で子会社の内部監査を実施する。
  - (5) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それらの評価を行う。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
  - (2) 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の事前の同意を必要とする。
  - (3) 監査役は、監査役の補助者の取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
  - (4) 監査役は、監査役の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
  
7. 監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、コンプライアンス・リスク管理に関する重要な事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。
  - (2) 取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - (3) 子会社においては、前2項の「取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換えて準用する。
  
8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
  - (1) 取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）が監査役に報告を行なったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
  - (2) 公益通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
  - (3) 子会社においては、第1項の「取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換え、前項と併せて準用する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 「監査役会規程」に従い、監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、監査役会で決議することができる。
  - (2) 監査役は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。
  - (2) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - (3) 監査役は、定期的に、また必要に応じて随時、内部監査部と意見交換を行い、連携の強化を図る。
  - (4) 監査役は、当社及び子会社の会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題及び検討事項を提出する等の権限を有する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び執行役員が、子会社及び関連会社の取締役を兼任することで、業務執行が適正に行われているか監督するとともに、各子会社の重要事項の決定については当社で事前承認を行っております。また、「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に基づき、経営企画部が必要に応じて子会社及び関連会社から報告を受けています。

また、財務報告の信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、当社グループにおける内部統制の有効性の評価を実施しており、その経過及び結果を取締役会に報告しています。

#### 2. コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンス体制を維持するため、必要に応じて各規程等の見直しを実施し、さらに社内イントラネットを利用して役職員への周知を図るとともに、役職員の意識向上のため、必要に応じて、反社会的勢力に対する対応等のコンプライアンスに係る社内研修を開催しています。また、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えて、子会社では「コンティンジェンシー・プラン」を定め、「コンティンジェンシー・プラン」に基づく訓練を実施しました。さらに、外部有識者及び監査役を交えたコーポレートガバナンス委員会を開催し、直近の企業統治に関わる課題等に関する情報交換を行っています。

#### 3. 情報保存管理体制

「文書管理規程」の定めに基づき、当社及び子会社における重要な会議体の議事録等を含む重要文書を適切に保管し、当社の取締役、監査役及び内部監査部門が必要に応じて、重要文書を閲覧できる状況を整備しています。

また、システム子会社が、当社及び子会社の情報セキュリティ管理を一元的に行い、定期的にシステムリスク管理委員会を開催することで、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めています。

#### 4. 取締役及び使用人の職務執行体制

当事業年度において取締役会を24回開催し、重要事項に関する審議・決議を行ったほか、主要部門及び各子会社の業務執行状況について報告が行われています。

また、「稟議規程」に各部門の業務分掌や決裁基準を定め、効率的かつ適切な職務執行体制を維持しています。

## 5. 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を20回開催し、監査体制の状況に関して情報共有・意見交換を行っています。また、常勤監査役は、当社及び子会社の取締役及び主要部門長に対して定期的に業務執行の状況を確認するとともに、当社グループにおける全ての会議体に出席し、かつ内部監査部門及び会計監査人とも連携することで、実効性のある監査体制を構築しています。さらに、子会社の監査役と個別に適宜情報交換を実施することで、子会社の監査体制の実効性を確保しております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する方針や、いわゆる敵対的買収の防衛策等について、取締役会等の会議体での決議はしておりません。

しかし、当社グループのリテール向け金融デリバティブ取引や再生可能エネルギーの事業は、一部の他社にとってはプレミアムが高い可能性があり、企業価値を損ない、株主利益を毀損する買収提案等が行われる可能性を完全に否定することはできません。

したがって、当社は、平時の経営対策として、株主構成を安定化すること、当社と相乗効果を発揮し得る企業との提携を図ること、IR活動を強化して当社方針に対する投資家の理解を得ること、並びに利益と純資産を向上させて株価を高め、時価総額の増加を図ること等を目指し、これらに取り組んでおります。

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当期首残高	4,969,948	6,234,718	△10,754,107	△3,167	447,390
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			124,760		124,760
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,126			△1,126
新株の発行	1,359,639	1,359,639			2,719,278
自己株式の取得				△11	△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,359,639	1,358,512	124,760	△11	2,842,901
当期末残高	6,329,587	7,593,230	△10,629,347	△3,178	3,290,292

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	59	△3,936	△3,876	22,224	—	465,738
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						124,760
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△1,126
新株の発行						2,719,278
自己株式の取得						△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	1,222	1,219	△22,224	1,992	△19,012
当期変動額合計	△2	1,222	1,219	△22,224	1,992	2,823,888
当期末残高	56	△2,713	△2,657	—	1,992	3,289,627

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

트레이ダーズ証券株式会社

株式会社ZEエネルギー

株式会社Nextop.Asia

耐科斯托普軟件（大連）有限公司

Nextop. Co., Ltd.

トレイダーズインベストメント株式会社

PT. PIALANG JEPANG BERJANGKA

株式会社ZEサービス

前連結会計年度において連結子会社であったみんなのビットコイン株式会社は、平成30年10月1日付で売却したため、連結の範囲から除外しております。

##### ② 主要な非連結子会社の名称

ZEパワー株式会社

株式会社ZEアグリ

F&T Hydro power株式会社

ZEパワー株式会社、株式会社ZEアグリ及びF&T Hydro power株式会社については、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社ZEデザイン

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社の数 3社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

ZEパワー株式会社

株式会社ZEアグリ

F&T Hydro power株式会社

ZEパワー株式会社、株式会社ZEアグリ及びF&T Hydro power株式会社については、重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、PT. PIALANG JEPANG BERJANGKA、耐科斯托普軟件（大連）有限公司及びNextop. Co., Ltd. が12月31日ですが、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類で連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 2～15年

機械装置及び運搬具 2～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

イ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 創立費

会社の成立のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたり均等償却する方法によっております。

ハ 開業費

開業のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたり均等償却する方法によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

ロ 契約解除損失引当金

契約の解除に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法  
 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑥ 収益及び費用の計上基準  
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
 連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんの償却については、発生年度に効果の発現する期間を見積り、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。
- ⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の適用）

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 平成30年3月14日）を当連結会計年度から適用し、当社連結子会社が保有する仮想通貨については、活発な市場が存在することから、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は、営業収益として計上しております。また、預託者から預った仮想通貨においては、預り仮想通貨として資産及び負債に計上し、当社連結子会社が保有する仮想通貨と同様の方法により評価を行っており、評価損益は計上しておりません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額 285,227千円

### （2）資産除去債務関係

当社グループに属する主要な会社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間を入居から5年と見積もっております。なお、平成25年11月に本社事務所増床のため定期建物賃貸借契約を締結し新たに敷金を差し入れておりますが、増床部分に関しては使用見込期間を賃貸借期間の2年11カ月と見積もっております。

当連結会計年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は22,900千円であります。

(3) 財務制限条項

当社連結子会社である 트레이ダーズ証券株式会社が平成30年10月22日に発行した250,000千円の社債（引受先：フィリップ証券株式会社）については、以下の財務制限条項が付されております。

発行会社である 트레이ダーズ証券株式会社の自己資本規制比率が毎月末現在で140%以下となったとき、または月中に下回ることとなり、かつ、月末に140%超まで回復する見込みがないことが判明したとき。

(4) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

外国為替差入証拠金 251,300千円 \*1

\*1 担保に供している資産には、250,000千円の極度額が設定されております。

② 上記に対応する債務

社債 250,000千円 \*2

\*2 担保に供している資産にはフィリップ証券株式会社への外国為替差入証拠金のうちフィリップ証券株式会社からの預託金請求権に係る根質権が設定されております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 145,804,736株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、中核子会社トレーダーズ証券株式会社において、主として金融商品取引法に基づく店頭デリバティブ取引、金融商品仲介業者と連携し、個人顧客を対象とした債券等金融商品の募集業務を行っております。店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引は、顧客とトレーダーズ証券株式会社による相対取引であります。顧客に対するトレーダーズ証券株式会社のポジションのリスクをヘッジするために、カウンターパーティーとの間で相対取引を行っております。

このほか、顧客から受け入れた預り金、外国為替証拠金取引に係る証拠金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、トレーダーズ証券株式会社固有の資産と区分して信託銀行に預託（預託金）しております。これら預託された信託財産は、主に国債を中心とした債券、有担保コール貸付又は銀行預金等により運用されております。

上記の他、投資有価証券として、上場株式、非上場株式への投資及び匿名組合への出資を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、トレーダーズ証券株式会社における顧客からの預り金等を信託銀行へ預託した顧客分別金信託、区分管理信託、カウンターパーティー（カバー先）である金融機関に差し入れた短期差入保証金が主なものとなります。短期差入保証金は、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 全般的リスク管理体制

当社グループにおける信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む各種リスクについての管理は、当該リスクの発生確率及び重要度が最も高いトレーダーズ証券株式会社を中心に行われています。トレーダーズ証券株式会社はリスク管理規程において明確化する

と共に、現状把握やリスク管理の方策、手続き及び手法の評価等についてはリスク管理委員会を月次で開催し報告・審議・決議を行っております。リスク管理委員会の内容については、翌月の取締役会において報告が行われております。金融商品取引法に基づきそのリスク相当額および自己資本規制比率を定量的に管理しており、経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告しております。子会社のリスク管理の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。

b. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

債権貸倒の防止及び発生時の処理等については社内規程・ガイドラインを定め、貸倒損失の発生を極小化するための管理体制を構築しております。 트레이ダーズ証券株式会社における外国為替証拠金取引では、カバー取引の為にカウンターパーティーとの相対取引を行い保証金を差し入れておりますが、毎月、当該金融機関の株価情報及び各付け情報等により信用リスクのモニタリングを行っております。また、取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告しております。また、立替金の状況については毎月、取締役会において全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告されております。子会社のリスク管理状況の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。

c. 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

トレーダーズ証券株式会社では証券事業におけるプロップ取引は行わず、外国為替証拠金取引においてもプロップ取引は行いません。外国為替証拠金取引における取引はリスク管理規程に基づきポジションの保有限度額及び損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。また、市場リスク相当額を含む計数的なリスク及び自己資本規制比率については、経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告されております。子会社のリスク管理状況の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。

d. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社財務部及びトレーダーズ証券株式会社経理部が各部署からの報告等に基づき適宜資金管理を行い、手許流動性を維持しております。トレーダーズ証券株式会社の流動性リスクについては、逐次リスク管理担当役員に報告し管理を行っております。また、毎月、流動性リスクの状況をリスク管理委員会で報告しており、その内容については、翌月の取締役会において報告が行われております。子会社のリスク管理状況の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。また、当社の流動性リスクについては、資金繰り状況を財務部から全取締役、全執行役員に対して毎営業日報告を行って管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,630,089	1,630,089	—
② 預託金	30,990,102	30,990,102	—
③ トレーディング商品 (借方)	276,905	276,905	—
④ 短期差入保証金	2,795,311	2,795,311	—
⑤ 投資有価証券	315	315	—
⑥ 長期立替金	224,476		
貸倒引当金	△223,916		
	560	560	—
資産計	35,693,283	35,693,283	—
① 預り金	134,232	134,232	—
② トレーディング商品 (貸方)	550,405	550,405	—
③ 受入保証金	31,298,682	31,298,682	—
④ 短期借入金	115,000	115,000	—
⑤ 1年内リース債務	1,017	1,017	—
⑥ 社債	250,000	250,000	—
⑦ 長期借入金	520,864	520,944	79
⑧ 長期リース債務	905	905	—
負債計	32,871,108	32,871,188	79
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されてい ないもの	2,670,883	2,670,883	—
デリバティブ取引計	2,670,883	2,670,883	—

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②預託金

満期のない預金・信託金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③トレーディング商品 (借方)

帳簿価額は日々の決済レートに基づく時価で計上されております。

④短期差入保証金

毎営業日洗替えにより必要額を計算し計上しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格によっております。

⑥長期立替金

長期立替金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

### ①預り金、③受入保証金、④短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ②トレーディング商品（貸方）

帳簿価額は日々の決済レートに基づく時価で計上されております。

### ⑤1年内リース債務、⑥社債、⑦長期借入金、⑧長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入、社債の発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

### デリバティブ取引

カバー先銀行が提示するレートに基づき評価しております。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	30,170
非上場転換社債(*)	87,672

(\*) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

## (注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,630,089	—	—	—
預託金	30,990,102	—	—	—
短期差入保証金	2,795,311	—	—	—
計	35,415,502	—	—	—

(注) 長期立替金は回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

## (注) 4. 短期借入金、社債、長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	115,000	—	—	—	—	—
1年内リース債務	1,017	—	—	—	—	—
社債	—	—	250,000	—	—	—
長期借入金	130,836	31,377	309,873	24,401	7,500	16,875
長期リース債務	—	905	—	—	—	—
計	246,853	32,282	559,873	24,401	7,500	16,875

7. ストック・オプションに関する注記

1. 失効による当連結会計年度における利益計上額及び科目名  
新株予約権戻入益（特別利益） 4,445千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

	第9回ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の役職員 46名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,955,000株
付与日	平成25年9月17日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年9月18日から平成30年7月31日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成25年10月1日に1株を100株とする株式分割を行っており、株式数は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

2. ① 新株予約権者は、権利行使の時点において当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人でなければならない。但し、当社の都合による使用人の転籍、並びに正当な事由があると当社の取締役会が認めた場合を除く。

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成25年10月1日に1株を100株とする株式分割を行っており、株式数及び株価は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第9回ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	615,000
権利確定	—
権利行使	460,000
失効	155,000
未行使残	—

単価情報

	第9回ストック・オプション
権利行使価格（円）	55
行使時平均株価（円）	85.85
付与日における公正な評価単価（円）	28.68

## 8. 企業結合に関する注記

### 事業分離

#### 1. 事業分離の概要

##### ① 分離した子会社の名称及び事業の内容

子会社の名称 みんなのビットコイン株式会社

事業の内容 仮想通貨交換業

##### ② 分離先企業の名称

楽天カード株式会社

##### ③ 事業分離を行った主な理由

これまで当社グループでは、将来性のある仮想通貨事業への取り組みとして、仮想通貨交換所を営むみんなのビットコイン株式会社への業務支援を行いながら、整備すべき各種社内管理態勢の構築や改善を進めてまいりました。しかしながら、国内において仮想通貨交換所を運営していくためには、今後、企業運営のための人員の大幅増員やシステム面の強化・改善、セキュリティ対策のより一層の向上、利用者保護のための様々な関連措置等を実施していくことが求められ、そのために投入する追加的な資金コストを考えると、当社グループにおいては、国内において仮想通貨事業の採算性が低下することになると予想されます。また、今後、改めて追加的な資金投入を図って必要な社内の管理態勢等を構築・整備し、登録を目指すこともかなりの長期化が予想されます。そのため、みんなのビットコイン株式会社が、仮想通貨交換業者として登録を取得し、その後の仮想通貨交換所のサービスを円滑に進め強化していくためには、同社が楽天グループの傘下に入り、多様な事業展開を図ってきた楽天グループの中で仮想通貨交換業として必要な整備（経営管理態勢の構築、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る管理態勢の構築等の業務改善命令で指摘された事項の改善）を行って事業を強化し、シナジー効果を最大化させることが、同社サービスをご利用の顧客にとっても、より多くのメリットを享受できることはもとより、同社事業としてさらなる安定と拡大を図ることが見込めることに加え、当社にとっては、仮想通貨交換の周辺事業に特化することにより、仮想通貨交換所に集中的に経営リソースを投下することによる事業リスクや追加的なコストを回避することができること等を総合的に勘案した結果、楽天カード株式会社に同社株式を譲渡することが最善の方法であると判断いたしました。

##### ④ 事業分離日

平成30年10月1日

##### ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする株式譲渡

#### 2. 実施した会計処理の概要

##### ① 移転損益の金額

関係会社株式売却益 139,373千円

##### ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 223,679千円

固定資産 1,738

繰延資産 257

---

資産合計 225,675

流動負債 100,048

---

負債合計 100,048

##### ③ 会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」として、連結損益計算書の特別利益に計上しております。

#### 3. 分離した子会社が含まれていた報告セグメント

仮想通貨交換事業

#### 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した子会社に係る損益

売上高 5,532千円

営業損失 △79,910千円

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	22円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	1円20銭

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	4,969,948	6,220,118	14,599	6,234,718	△9,971,573	△3,167	1,229,925
当期変動額							
当期純損失(△)					△1,609,125		△1,609,125
新株の発行	1,359,639	1,359,639		1,359,639			2,719,278
自己株式の取得						△11	△11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	1,359,639	1,359,639	-	1,359,639	△1,609,125	△11	1,110,142
当期末残高	6,329,587	7,579,758	14,599	7,594,357	△11,580,698	△3,178	2,340,067

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	59	59	22,224	1,252,208
当期変動額				
当期純損失(△)				△1,609,125
新株の発行				2,719,278
自己株式の取得				△11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2	△2	△22,224	△22,226
当期変動額合計	△2	△2	△22,224	1,087,915
当期末残高	56	56	-	2,340,124

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への投資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	2～6年
車両運搬具	6年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	168,905千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	132,658千円
短期金銭債務	620千円
長期金銭債務	22,206千円

### (3) 資産除去債務

当社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間を入居から5年と見積もっております。なお、平成25年11月に本社事務所増床のため定期建物賃貸借契約を締結し新たに敷金を差し入れておりますが、増床部分に関しては使用見込期間を賃貸借期間の2年11カ月と見積もっております。

当事業年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は6,226千円であります。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引による取引高の総額

営業取引（収入分）	508,239千円
営業取引（支出分）	6,109千円
営業取引以外	1,783千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	14,486	99	—	14,585
合計	14,486	99	—	14,585

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

貸倒引当金損金不算入額	946,857千円
退職給付引当金損金不算入額	1,096千円
関係会社株式評価損損金不算入額	1,706,317千円
繰越欠損金	1,026,787千円
その他	2,138千円
繰延税金資産合計	3,683,197千円
評価性引当額	△3,683,197千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	24千円
繰延税金負債合計	24千円
繰延税金負債の純額	24千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	㈱Kパワー(注1)	(被所有)直接 12.0	資金貸借	利息の支払(注2)	58,535	—	—
			割当増資	現物出資による増資(注3)	876,000	—	—
主要株主(法人)	(有)ジェイアンドアール(注1)	(被所有)直接 11.5	資金貸借	利息の支払(注2)	12,220	—	—
			割当増資	現物出資による増資(注3)	182,800	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役 金丸 勲の近親者が議決権の過半数を有する会社であります。  
 2. 資金の貸借の利率については当社の信用リスク及び社債市場利率等を勘案し合理的に決定しております。  
 3. 当社が行った第三者割当増資を、現物出資(デット・エクイティ・スワップにより1株50円)で引き受けたものです。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	トレーダーズ証券(株)	(所有)直接 100.0	経営指導 役員の兼任 3名	関係会社 経営指導料 (注2)	420,000	—	—
子会社	(株)ZEエナジー	(所有)直接 100.0	経営指導 資金貸借 役員の兼任 3名	関係会社 業務受託料 (注2)	60,000	未収入金 (注4)	132,600
				資金の貸付 (注3)	424,000	短期貸付金 (注4)	2,874,768
				貸付金の返済	16,400		
子会社	(株)Nextop. Asia	(所有)直接 100.0	資金貸借 役員の兼任 3名	貸付金の返済	191,547	短期貸付金	121,000
				貸付金の返済 免除 (注5)	123,825		
				資金の借入 (注3)	30,000	短期借入金	98,000
				借入金の返済	35,000		
子会社	トレーダーズ インベストメント(株)	(所有)直接 100.0	資金貸借 役員の兼任 4名	資金の貸付 (注3)	106,000	長期貸付金	100,000
				貸付金の返済	43,500		
				資金の借入 (注3)	125,000	短期借入金	125,000
				増資の引受 (注6)	65,000	—	—
子会社	PT. PIALANG JEPANG BERJANGKA	(所有)間接 94.9	資金貸借 役員の兼任 2名	資金の貸付 (注3)	30,731	短期貸付金	48,626

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 経営指導料及び業務受託料については当該役務提供に対する費用等を勘案して決定しております。  
3. 資金の貸借の利率については当社又は貸付先の資金調達環境を反映した調達コスト及び社債市場利率等を勘案し合理的に決定しておりますが、利息は免除をしております。(又はされております。)  
4. (株)ZEエナジーへの債権に対し、当事業年度末において2,992,045千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において886,109千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。  
5. 当社の決定により連結子会社であったみんなのビットコイン(株)の全株式を第三者に譲渡した結果、(株)Nextop. Asiaが同社より受注し開発していた仮想通貨取引システムの利用が不確実となり、(株)Nextop. Asiaで減損損失を計上しました。同金額を当社は債務免除したものであります。  
6. 増資の引受は、第三者割当増資を引き受けたものであります。

(3) 役員及びその近親者

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	金丸 貴行	(被所有) 直接 3.3	資金貸借	利息の支払 (注2)	28,650	1年内返済予定 の長期借入金	16,668
				預り金の支払	7,833	長期借入金	193,332
						未払費用	172
			割当増資	現物出資による 増資 (注3)	216,000	—	—
			被担保提供	被担保提供 (注4)	18,013	—	—
当社顧問	報酬の支払 (注5)	33,999	—	—			
役員及び その近親者	金丸 多賀	(被所有) 直接 8.4	資金貸借	利息の支払 (注2)	49,232	長期借入金	120,000
				預り金の支払	14,071	未払費用	98
			割当増資	現物出資による 増資 (注3)	615,000	—	—
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	貴多俣 (注6)	(被所有) 直接 2.7	資金貸借	利息の支払 (注2)	13,035	—	—
			割当増資	現物出資による 増資 (注3)	195,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 資金の貸借の利率については当社の信用リスク及び社債市場利率等を勘案し合理的に決定しております。  
3. 当社が行った第三者割当増資を、現物出資（デット・エクイティ・スワップにより1株50円）で引き受けたものです。  
4. 被担保提供は、当社の借入について不動産の担保提供を受けたものでありますが、被担保提供料は支払っておりません。  
5. 報酬額については、顧問としての経営全般に関する助言等の対価として、協議の上決定しております。  
また、平成30年9月に顧問契約を合意解約しており、報酬額は期中取引金額を記載したものであります。  
6. 当社代表取締役 金丸 勲の近親者が議決権の過半数を有する会社であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 16円05銭  
(2) 1株当たり当期純損失 15円46銭